

令和4年度
職場の健康づくり
チャレンジ表彰

令和4年度の受賞事業所とその取組内容のご紹介

主 催 安芸圏域健康づくり推進協議会
高知県安芸福祉保健所

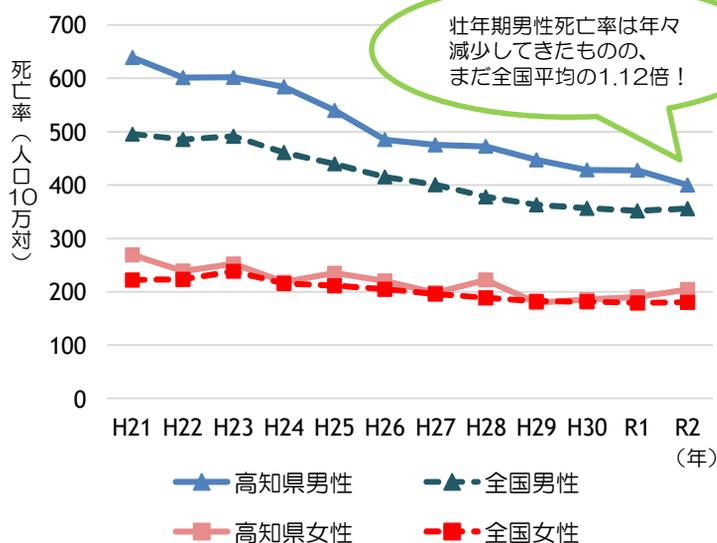
令和5年2月16日

はじめに

高知県では、働き盛り世代にあたる40歳から64歳の男性の死亡率が全国よりも高く、その死因別死亡割合の約6割が生活習慣病です。

生活習慣の改善が
望まれます！

壮年期（40-64歳）死亡率の推移



出展：厚生労働省「人口動態調査」

高知県民の生活習慣の状況

| | | |
|------------------------------|----|--------|
| 肥満者の割合（40-69歳）*1 | 男性 | 34.2% |
| | 女性 | 20.2% |
| 日常生活における歩数（1日、20-64歳） | 男性 | 6,387歩 |
| | 女性 | 6,277歩 |
| 運動習慣のある人の割合（20-64歳）*2 | 男性 | 20.4% |
| | 女性 | 19.0% |
| 生活習慣病のリスクを高める量の飲酒をしている人の割合*3 | 男性 | 16.4% |
| | 女性 | 9.3% |
| 成人の喫煙率 | 男性 | 28.6% |
| | 女性 | 7.4% |
| 睡眠による休養が十分にとれていない人の割合 | | 18.6% |

*1 肥満者：BMI 25以上、BMI=体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)

*2 運動習慣：1日30分以上、週2日以上、1年以上継続

*3 多量飲酒：1日あたりの純アルコール摂取量が男性40g以上、女性20g以上

出展：平成28年県民健康・栄養調査

安芸福祉保健所では、安芸圏域健康づくり推進協議会とともに働き盛り世代の生活習慣病を改善・減少させるため、事業所単位での積極的な健康づくりを推進しており、その取組のひとつとして平成29年度から現在の「職場の健康づくりチャレンジ表彰事業」を実施しています。

「職場の健康づくりチャレンジ表彰事業」とは？

職場ぐるみでの健康づくりにチャレンジすることを宣言した事業所や企業等に認定証などを発行し、その取組内容により表彰を行っています。また、表彰された優良な取組内容を県ホームページなどに掲載し共有することにより、事業所単位での健康増進をはかっています。



本冊子では、今年度の受賞事業所とその取組内容を掲載してご紹介しています。

令和4年度職場の健康づくりチャレンジ表彰
安芸圏域健康づくり
推進協議会長賞

| 事業所名 | 所在地 |
|-------------------|-----|
| ハギノ建設株式会社 | 安芸市 |
| 株式会社 高知銀行室戸支店 | 室戸市 |
| 社会福祉法人 安芸市社会福祉協議会 | 安芸市 |
| 株式会社 四国銀行安芸支店 | 安芸市 |

(敬称略)

令和4年度職場の健康づくりチャレンジ表彰
高知県安芸福祉保健所長賞

| 事業所名 | 所在地 |
|---------------------|-----|
| アクサ生命保険(株)高知(営)安芸分室 | 安芸市 |

(敬称略)

※優良賞は受賞事業所なし



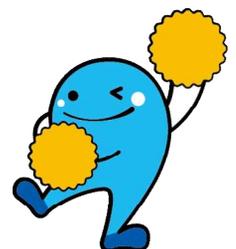
受賞事業所の主な取組（抜粋）

- ◆ 予防接種を受けるよう声かけをした（または接種した）。
 - ・ 新型コロナウイルスワクチンを接種するよう声かけし、平日接種の人は半日出勤扱いとした。
- ◆ 健康に関するポスターを貼った（回覧した）。
- ◆ 健康に関する講習会を開催した（参加した）。
- ◆ 感染症予防に取り組んだ。
 - ・ マスクを常備した。
 - ・ 毎朝体温チェックを実施した。
 - ・ 手指消毒・手洗いを実施した。
 - ・ 感染症予防研修を実施した。
- ◆ スポーツ大会を開催した（参加した）。
 - ・ ロードウォークに参加した。
 - ・ 春野運動公園で行われたリレーマラソンに参加した。
（職場のランニング仲間の輪が広がっている）
- ◆ 日常生活の中で体を動かすことを推奨した。
 - ・ 毎朝、ラジオ体操を実施した。
 - ・ 階段の利用を促進した。
 - ・ 週末ウォーキングを実施した。
- ◆ 血圧計を設置し、業務の合間に測定している。

この他に…

- ☆ 高知県ワークライフバランス推進企業
- ☆ 「高知家」健康企業宣言
- ☆ 高知県高血圧対策サポーター企業

への登録・取組をしている事業所も！



【目的】

栄養の偏り、運動不足、ストレスなどにより働き盛りの世代で、糖尿病・心臓病・がんなどの生活習慣病が問題になっている。そこで、事業所単位の積極的な健康づくりを推進するため、健康づくりの優良な取組をしている事業所、又は、新たに取組み始めた事業所を表彰し、健康増進を図る。

【エントリー条件】

- 1) 事業所に（事業主等役員を含め）2名以上従事していること
〔 法人事業所、個人事業所を問わない（家族内経営の自営業可）企業（法人など）全体、支店・工場単位など事業所の単位を問わない。 〕
- 2) 「良質な産品・サービス・事業活動は健康的な職場環境づくりから始まる」ことに賛同すること。
- 3) エントリー項目のうち、最小限「必須項目」を実施する意思があること。
- 4) 労働衛生や職場環境づくりに関するコンプライアンス（法令遵守）に心がけること。

【申込方法】

「エントリーシート」に必要事項を記入し「宣言書」と併せて、
安芸地区健康づくり推進協議会 事務局（安芸福祉保健所）へ提出する。

【認定証等の発行】

- 1) 「必須」項目のすべてを実施すると「宣言した」場合に、認定する。
- 2) 認定は年度末まで有効。
- 3) 認定を受けていることを事業所に掲示し、広告、配布物や印刷物、産品に示し、あるいは産品に認定を受けた旨の表示をすることができる。

【実施状況の提出】

「取組シート」に当年度に実施した内容を記入し12月20日（火）までに
安芸圏域健康づくり推進協議会 事務局（安芸福祉保健所）あて報告する。

【表彰について】

報告内容によって「会長賞」「福祉保健所長賞」等を選考し、表彰を行う。

※「強く取組みをお勧めする項目」「可能であれば取組みをお勧めする項目」の該当・非該当は選考の参考となる。（いち押しの取組についても該当があれば報告すること）

<選考方法>

必須項目(各10点)とその他に取組むことができた項目(各10点)により健康づくり推進協議会長及び安芸福祉保健所長が審査し、審査員点を加算した総合点により決定する。

【その他・特典】

表彰を受けたことを事業所に掲示し、広告、配布物や印刷物、産品に認定を受けた旨の表示をすることができる。

【エントリーに必要な項目】

※具体的には「エントリーシート」参照

1) 体制づくり

- 健康づくりを推進する担当者（健康管理の担当者）を選任する（50人以上の事業場は衛生管理者とする）
- 従業員に対して健康づくりに関するチラシ、パンフレットを配布（回覧）する（内容は問わない）

2) 健康管理

- 従業員に対して健康診断（定期的健康診断または特定健診）やがん検診を受けるよう声かけを行う

3) たばこ対策

- 事業所内は、健康増進法に則った受動喫煙防止対策ができています

その他（可能な限りでよい）

- 運動習慣
- メンタルヘルス
- 栄養、食生活
- その他保健習慣
- 健康にやさしい環境

【事業所認定・表彰の流れ】

- 1) ~9月頃 申込「エントリーシート」及び「宣言書」の提出
- 2) 随時 認定書等の発行
- 3) 12月末 実施状況報告「取組シート」の提出
表彰選考 結果通知
- 4) 2月頃 表彰、副賞等の授与（安芸圏域健康づくり推進協議会）



安芸圏域健康づくり推進協議会 事務局
〒784-0001 高知県安芸市矢ノ丸1-4-36
安芸福祉保健所
TEL:0887-34-3177 FAX:0887-34-3170